

令和6年10月2日(水)
佐賀市総合教育会議【資料2】

教育大綱の改定について

政策推進部 企画政策課

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律のH27改正の概要について

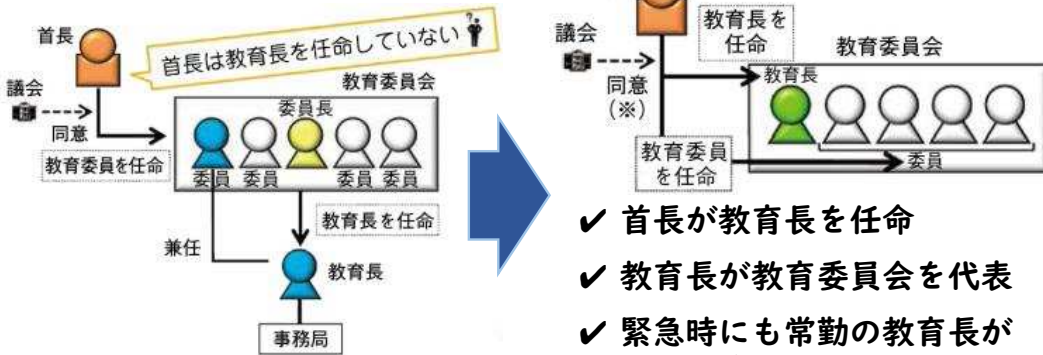
1 背景

H23滋賀県大津市の中学生いじめ自殺事件にて、市教育委員会対応に世論批判が高まったことを受け、教育行政の責任体制の明確化、教育施策への首長関与のあり方、緊急時の迅速対応を軸に教育委員会制度が抜本改正された。

2 改正内容

(1) 教育委員長と教育長の一体化

<H27以前>



- ✓ 首長が教育長を任命
- ✓ 教育長が教育委員会を代表
- ✓ 緊急時にも常勤の教育長が会議招集を判断

(3) 総合教育会議の設置



- ✓ 首長が招集（会議は原則公開）
- ✓ 構成員は首長と教育委員会（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- ✓ **協議・調整事項は**
 - **教育行政の大綱の策定**
 - 教育行政の条件整備など、重点的に講ずべき施策
 - 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

(2) 教育委員会のチェック体制強化と会議透明化

- ✓ 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数1/3以上からの会議招集の請求
 - ・教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告
- ✓ 会議の透明化のため、原則として議事録を作成・公表

(4) 首長による教育大綱の制定

- ✓ 大綱は教育の目標や施策の根本的な指針となるもの
- ✓ 総合教育会議にて、首長と教育委員会が協議・調整を行い、首長が策定し、首長と教育委員会がそれぞれ所管する事務を執行する。

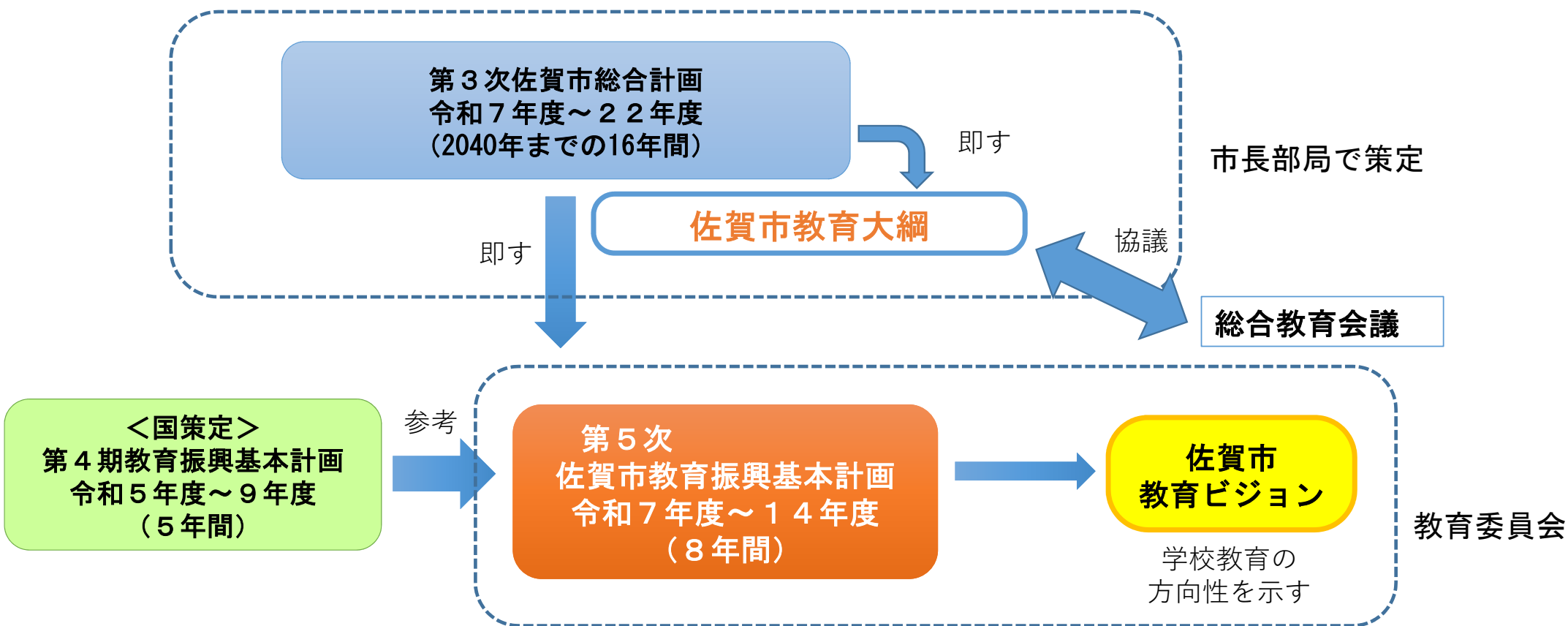
2-1 教育大綱について

- 1 策定者 首長（策定必須「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」）
- 2 内容 市の教育等に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。
- 3 策定の留意点
 - ・教育基本法に基づいて策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌すること。
 - ・あらかじめ総合教育会議で協議すること。
- 4 これまでの経緯
 - ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成27年4月施行）
 - ・佐賀市教育大綱策定（平成27年9月から令和元年度までの5年間）・・・当初
 - ・佐賀市教育大綱改定（令和2年から6年度までの5年間）・・・改定1回目
 - ・（予定）佐賀市教育大綱改定（令和7年度～）・・・改定2回目
- 5 改定スケジュール（案）

	令和6年									令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育大綱												
総合教育会議							★ 協議				★ 決定	

2-2 教育大綱について

【佐賀市教育大綱とその他計画との関係図】



3 次期佐賀市教育大綱の概要

1 大綱で定める範囲

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、「地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」とされている。
- ・ 記載事項は、地域の実情に応じ各地方公共団体の判断による。

⇒ 市長部局に移管された文化の振興等を除く、教育等の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。

具体的には、教育委員会の所管事務（教育、社会教育、図書館等）及び幼保等

2 期間

- ・ 4年間

4 意見交換

※大綱は総合教育会議において協議して定めるとされているため、目指す教育の在り方等について意見交換を行う。

2つのコンセプト

5つの基本的な方針

16の目標

- ・持続可能な社会の創り手の育成
- ・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

- ・グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ・誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ・地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ・教育DXの推進
- ・計画の実効性確保のための基盤整備・対話

- ・確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
- ・豊かな心の育成
- ・健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
- ・グローバル社会における人材育成
- ・イノベーションを担う人材育成
- ・主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
- ・多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
- ・生涯学び、活躍できる環境整備
- ・学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
- ・地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
- ・教育DXの推進・デジタル人材の育成
- ・指導體制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
- ・経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
- ・NPO・企業・地域団体等との連携・協働
- ・安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
- ・各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

【参考資料】 国 第4期教育振興基本計画の構成